

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
5/15発表後の収集意見		
①昨年2017年6月2日の独立委員会セミナーの質疑において、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」2017年度(第4版)【以下、本確認書と省略】の会社法編のP15(10.不祥事発生時)確認項目No.78「企業集団に重大な影響を与えるおそれがある」の類型を記載すべきとの意見が有りましたが、委員会においての本確認書への反映有無についてどのような意見交換があったのでしょうか。	改訂を実施しないため詳細討議は行っておりません。No.78は企業集団の子会社代表取締役に対する確認項目で、要報告事項は属する企業集団の性格、業態によって異なるため、個別企業を前提とした「取締役職務確認書の具体例」とは違って来る可能性が大きいと考えます。このため、本確認書では個別の企業集団に合わせ「報告すべき事項」を事前に決定しておくことを要請しています。(大竹)	
②今回、5社の不祥事事例の解説が有りましたが、それぞれの事件における本確認書のどの項目に監査役として留意し、確認し、職務に取り組む必要があるのでしょうか？ a. 平時(予防監査の観点) b. 不祥事顕在化前(企業集団に重大な影響を与えるおそれがあると疑われる場合) c. 有事(不祥事発生後)	各事例は本確認書確認項目の観点で分析されていません。また、公開資料からは実際のところは見えてきません。記載a.b.cについても実態はみえません。例えば私の報告した旭化成の例では、官・民合同で作った大臣認定工法での品質管理不具合顕在化であり、業界ではデータ流用が日常化していると思われます。この点で「a.平時」はなく、データ流用顕在化後も発覚企業に全責任を押し付けることで業界、監督官庁とも早期幕引きを図ったケースに見えます。あえて本確認書の観点からみると、子会社に全責任を転嫁するのは責任回避で、グループ本社の統制システム不備責任が大きいと思います。この点から確認項目を絞り込めば本社監査役は代表取締役、確認項目8、10 統制統括本部21、35の状況把握と改善確認が重要です。(大竹)	
③5/15 監査技術ゼミ資料「企業集団内部統制に関する最近の状況」(概況)板垣様の発表分の「6. 監査役による企業集団内部統制監査の留意点と課題」についてですが、確か板垣さまより、「最近の大きな流れとして、親会社外取締役社および監査役は子会社の監督責任を認める傾向にある。」と発言されていたと思います。質疑の時にも少し話題となったか？と思いますが、「監査役が訴えられないためには企業集団内部統制の特にどのような点に留意すべきか？」という観点で、本確認書の内容を解説いただけると助かります。(同一内容の質問について板垣委員より別に回答)		
④5/15 質疑の際にもどなたかから検討依頼の意見が出たと思いますが、「企業集団の子会社監査役の見点」からの本確認書の利用手引き(ガイダンス)も検討していたら良いかと考えます。当監査役懇話会の現役会員の中には企業集団の子会社監査役である会員も多く在籍していると思いますので、その辺りの要点を整理していただけると本確認書の利用率も上がると思う次第です。	本確認書は親会社監査役用に書かれています。子会社監査役は可能であれば監査役職務確認書に沿って、取締役の職務確認、業務監査を実行することが基本です。その上で親会社監査役の企業集団内部統制システム構築・運用状況監査への助言や協力に本確認書を活用すれば良いと思います。ただし、どこまでできるかは個別の企業集団によって異なると思います。通常、子会社取締役(社長)、監査役とも親会社が任命しており、親会社が子会社のステークホルダー全体にとって不利な施策を要請した場合、それを拒むことができないケースが多いと考えます。このため会社法は企業集団全体の内部統制システム構築責任を親会社取締役(会)に、その監査責任を親会社監査役に求めています。子会社監査役が共通に使える利用手引き作成は、子会社役員の実質的な職務権限が企業集団や企業単体によって異なるため難しいと思います。自社の状況に合わせて各監査役が個別に対応することが必要です。(大竹)	
フォローアップ質問・意見		

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目 太田委員
①No. 78の観点で、本事件のODC, OEL, OSIBの各監査役の監査職務はどうだったのでしょうか？どの監査役に対しても当該OSIB社長の不適切な行為の虞れがある事実の報告は他の取締役等から受けなかった。これは、OSIB取締役会の任務懈怠とみなすことになるか。	沖電気工業 OSIBのA社長が全ての会計不正を取り仕切っており、他の役員・従業員は不正を感じてもA氏からの報復等を恐れ、何も言えない状況であった。OSIBを管理・監督する責任は第一義的にはOELにあったが、同社には内部監査部門がなく、OSIBに関する内部監査はODC監査室が実施することになっていた。ODC監査室は孫会社であるOSIBには2008年度に監査を実施したが、実施内容はA氏に対するヒアリングが中心であり、かなり形式的なものだった。それ以降監査は行われていない。なお、OEL、OSIBには監査役はいない。 また、今回の不祥事について、OKI、ODC両社の監査役への情報提供が行われたのは、外部公表の直前であったなど、内部統制システムが正しく運用されていなかったことは事実である。コーポレートガバナンス態勢は形式的には構築されていても、これらが正しく運用されていかなければ意味がない。社長を含めた全取締役が真剣に取り組んでいくことが大切であり、監査役はこれらを監査しなければならない。	確認項目No.
		1 8
		2 3
		3 1
		3 5
		3 7
		4 2
		4 3
		4 4
		4 8
		5 0
		5 1
		5 4
		5 6
		5 8
		7 8
②No. 51の観点で、内部監査部門（ODC）が上記状況のような事態の報告義務の体制が不整備であったことを確認できていなかったのは、各監査役の任務懈怠とみるのか。そもそも内部監査部門は不祥事6年間にOSIBを監査したのか。	OSIBにおける会計不正が何年間も続いていたにも関わらず、OEL、ODC両社はこの事実を把握できなかったが、これは報告義務の不備以前の子会社、孫会社の管理体制の不備が主因である。グループ全体では内部統制システムを構築しコーポレートガバナンス態勢を整備していたとされるが、結果としてはかなり形式的に運用されていたと言わざるを得ない。監査役はガバナンス態勢がどの様に運用されているか、子会社、孫会社に至るまで徹底されているか等、実態を正確に把握するような監査が必要である。	確認項目No.
		2 6
		3 1
		3 4
		4 4
		5 1
③ No. 48で、内部監査部門は各子会社の固有リスクを把握し、監査役はこれを確認することとなっているが、OSIB会計システムの独自性についてどう判断したか。	OSIBは2001年に現在の独自会計システムを導入していたが、少なくともODC、OEL両社はOSIBの会計データがどのようなシステム設定の下で出力されていたのか把握していなかった。グループ内の共通した管理会計システムがあるのか、ない場合にどのようなリスクがあるのか、は監査役の重要な監査項目である。ODC監査役として、こうした状況を固有リスクの危険性ありとして指摘しなければならなかった。	確認項目No.
		4 4
		4 8
		5 1
④ No. 44で、グループ共通の会計管理システムが導入されていない場合、システム共通化の進捗を確認し、人的/組織的な統制が整備されていることを確認するとあるが、ODC内部監査部門は整備されているという監査結果をODC統括部門に報告したのか。少なくとも、OSIB会計システムが固有であることについて、ODC、OEL、OSIB各監査役には報告があったのか。	OSIBの会計システムが固有のものであることについて、導入当初はともかく10数年経た段階ではODC、OEL両社とも把握していなかったのが事実のようである。ODC内部監査ではこの事実の把握しておらず、執行側の職務怠慢と言わざるを得ない。従ってODC監査役に報告はされていないのだが、監査役側にも善管注意義務違反があると言えるのではないか。	確認項目No.
		4 4
		4 8
		5 1

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
⑤No. 54およびNo. 55における内部統制モニタリングの内容の中で、上述のOSIB会計管理システムがグループ会計管理システムと異なることに関する固有リスクの確認とその社内報告は共有されていたのか。	同上	確認項目No. 4 4 4 8 5 1
⑥No. 58において、沖グループの海外関係会社には内部通報制度（公益通報規程）が対象外であったことについては、ODC監査役の内部統制システム監査における職務遂行が不十分であったと判断されるか。	OKIグループの「公益通報規程」は対象が国内会社に限定されており、海外に所在する関係会社等は対象外となっていたことは、OKI、ODC両社の監査役には把握することが可能であったはずである。 情報提供者の安全の保証や疑義の段階で早期に調査を進めるような制度運用が可能か等の問題はあるが昨今の企業不祥事の多くが内部通報をきっかけに公になっていること等を勘案すると、海外の子会社を含めた全グループ各社に対し、制度の趣旨を徹底し内容を十分することは、執行側の重要な責務である。この点からみると、監査役にとっては、職務遂行が不十分であったことが残念である。	確認項目No. 5 8
東洋ゴム工業		
① No.7の観点において、『子会社社長および親会社の事業本部長取締役は、開発技術部の従業員により、大臣認定の性能評価基準を充足していない免振ゴムの製造販売の可能性の報告を受けていた(2017年12月13日SG分科会・眞田氏資料)』ので、調査委員会等の対応策を進めるべきであった。また、少なくとも会社法357条に基づいて監査役への報告義務があるところを怠っていたので、両者は取締役職務の任務懈怠であることは明白であるか。	No.7は親会社の代表取締役に対して親会社の監査役が行う確認項目の一つであり、主語は「代表取締役が」、術語は「行わなければならないという認識を持っていること」になっている。本事案において親会社代表取締役が問題を知った(2014年夏頃)のは、子会社の担当者が疑問を上司に報告(2013年夏頃)してから1年後であり、親会社の社外取締役と監査役に報告(2015年2月)されるまではさらに半年が経っていた(公表は3月)。したがって、監査役が代表取締役に「確認」していたとしても守られていなかったと言える。法的にも、当該代表取締役が会社法第357条の「直ちに」の報告義務に違反していたのは間違いないと考えられる。ご質問の子会社社長も子会社監査役に報告していなかったようなので(記載がないゆえの推測)、同条違反、親会社事業本部長取締役も同条違反、と言え	小川委員 [親会社監査役として親会社代表取締役に対する監査]No.7.(不祥事発生時)
②『大臣認定の性能評価基準を充足していない免振ゴムについては、同社のQA委員会(子会社社長と関係取締役および監査役4人も本来出席)で報告される予定であったが、事前打合せで急遽開催の中止となされたが、監査役には特段の理由なしの中止であった。会議の件名が「免震ゴム特性値調査結果報告」であることは招集通知で知らされていた(同上、眞田氏資料)。』会議中止の際に、監査役4人は中止の理由を問わなかったことは善管注意義務違反とならないにしても、監査役の『大臣認定の性能評価基準を充足していない免振ゴムについては、同社のQA委員会(子会社社行動ガイドラインとして「確認書」に重要会議の突然中止等の際の注意点に何等かの記載が欲しい。…【意見】	ご意見として承る。そもそも「重要会議の突然の中止」という具体例は企業集団内部統制以前に自社内の経営に関する事例であり、まずは「監査役職務確認書」の中に、そうした具体例を記入することがなじむかどうか、他に何か問題の存在を窺わせるような事例があるか、といった検討はあってもいいかも知れない。	企業集団内部統制より前に監査役職務確認書の問題(親会社監査役に限ったこととも言えない)

質問事項(意見)	回答	関連項目
③ No.20の観点では、不祥事が発生した後の対応に関する記載であるが、このような品質・安全・防災・環境・労働等に関連する不祥事は発生前の平時のリスク確認と調査が最も重要と考えるが、当「確認書」にはその辺りの表現の工夫があっても良いと考える。…【意見】	ご意見として承る。ただNo.20は品質・安全といったような具体的な例示をしないで不適正な行為や大きな影響を与える事態の発生をすべて概念把握しており、具体例を入れて違和感を生む場合は例示は避けるべきではないかとも考えられる。	[親会社監査役として親会社取締役職務の監査]No.20.(不祥事発生時)
④ No.75の観点において、当該事件では、「会社の健全性を損なう行為が行われていた」のであるが、役員自らが従業員からの通報をないがしろにした行為そのものが健全性を損なったのであると考える。『今回事件では従業員からの報告を受けた後、事業本部長取締役が法務部長等と法律事務所に訪問したところ、「出荷停止にした方がよい」基準に満たない場合には国土交通省への報告が必要となる」旨の助言を受けたにも関わらず、社長ら他の関係者と打合せ後に、条件の甘い試験で基準値適合させる改ざんを行った。また、この一連の打合せ状況は監査役4人の誰にも報告がなされなかった(同上、眞田氏資料より一部省略して抜粋)。』…「会社の健全性を損なう行為」の具体例(品質・安全・防災・環境・労働等の法令遵守や社会通念上の規範を含む)を検討して記載するのが良いかと考える。…【意見】	ご意見として承る。上記③の意見と似た趣旨と理解し、取扱いも同様のものと理解する。	[親会社監査役として関係会社代表取締役等との意見交換]No.75.(内部監査・モニタリング)
⑤ No.78の観点は、会社法357条そのものの確認事項であるが、『不適正な行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実』については、監査懇話会の「取締役職務執行確認書」の3. 監査役への報告義務についての確認【説明】①のイ)～ト)の7項目を加えて説明することが大切と考える。…【意見】	ご意見として承る。上記③で触れたNo.20と、聞く相手が違うことを除けば、想定する事態が発生する場合及び問題意識は同様のものであり、記載する必要性から始まって、記載する場合、本文に記載するのが良いか下段の注釈に加えるのが良いか、またNo.20の記載との整合性など、考慮すべき点が多いものとする。	[親会社監査役として関係会社代表取締役等との意見交換]No.78.(不祥事発生時)
旭化成		
①『親会社監査役、子会社監査役は社内、社外調査委員会のメンバーでなく、監査役によるモニタリングの痕跡が感じられない。』と記載されているが、「企業集団内部統制確認書」のどの条項に関連しているか。	社内調査委員会自体が子会社の責任と言い切り、中間報告以降情報発信をしていません。本確認書上は1.代表取締役、2.取締役会について、不祥事発生時確認項目だけでなく、方針、運用全体に係る事項と思いますが、それに対する監査役の実際対応も不明で、本確認書よりもむしろ、監査役職務確認書「9.企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会の設置」、「5.内部統制監査」のウエイトが高いように思います。	大竹委員 監査役職務確認書 Ⅱ. 業務監査に関する 項目 9及び5

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
②『本社監査役が積極的に動いてグループ横断的にリスク・コンプライアンス委員会を活用し改善に結び付ける必要がある。』と記載されているが、「企業集団内部統制確認書」のどの条項に関連しているか。	本確認書は監査役職務が適切に実行されていることを前提に、監査役が企業集団の内部統制システム監査を行うために作成されています。①の回答と同様、本社監査役が監査役職務を適切に実行しているようには見えないため、本確認書よりも監査役職務確認書の問題と考えます。ただし、実態は公開された情報からはわかりません。	監査役職務確認書 全体
③『子会社不祥事には親・子双方の連携が重要』の記載はNo.79～No.89に関連しているか。	記載の確認項目は親会社監査役が行う「子会社・関連会社監査役との意見交換」についてのもので当然に関連しています。この事案の場合、グループ中核は化学メーカーで親会社監査役には建設業の品質管理に関する知識がありません。このような企業集団は多数存在します。子会社不祥事への有効な再発防止策を立案し継続的に改善させるため親会社が主導する内部統制システム整備には、自社の業務プロセスを理解している子会社側の協力が不可欠なため記載しました。	企業集団内部統制に関する監査役職務確認書79～89
富士フィルムホールディング		渡部委員

質問事項(意見)	回答	関連項目
①『グループ管理体制の不備』の場合に監査役の確認すべきことは確認書のどの条項に記載か。	まず、この問題を理解するためには、富士フィルムホールディングス(以下FHD)は傘下に事業子会社(富士フィルム、富士ゼロックス(以下FX)、富山化学工業)を有し、自身は事業を行っていない純粋持ち株会社であるという点を認識すべきでしょう。従って、監査役としての善管注意義務の観点からはFHDの監査役(FHDグループ全体の監査責任)とFX監査役(FXという事業における監査責任)の責任の度合いは異なるものと考えます。 まず大前提となる考え方は、監査のポイント1「代表取締役に対して経営管理上のリスク、経営の健全性と効率性のバランスの確保を確認すること」及び監査のポイント2で「監査役は代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用に関して意見交換を行い」です。FHD監査役、FX監査役ともこの点を適切行ってこなかったと考えます。 本件は、FXの海外子会社の経理処理が適正に行われていなかったことです。従いまして、項目3(リスク認識)において、まずは、当該事業のFXの経営トップが的確なリスクを認識していなかったと考えます。また項目4に基づき、FXの監査役はFX経営トップとの間で、FXの海外子会社のトップの日頃の経営手法などについて一定の意見交換を行うべきだったでしょう。また項目5は国内子会社を想定していますが、オーストラリア、NZ等の子会社においても、適正な牽制が行われるような機関設計になっているのか、意見交換が必要でした。 FX監査役はFX執行部門の経営各層と右記のような確認項目を確認する中で、FX監査役としての心証形成を図っていくべきものと考えます。 さて、責任の程度は異なるとは言え、FHDは株主に対して直接に監査責任を負う立場です。従いまして、FHD監査役は定期的にFHDの子会社管理部門、内部監査部門と意見交換を行い、さらにはFX監査役と意見交換を行うとともに、懸念ある事項はFHDの経営トップに意見表明して、FHDの内部監査業務に反映させるべきものと考えます。	No.3,No.4,No.5No.9,No.10,No.13,No.18,No.23,No.24,No.35,No.47,No.48,No.50,No.56,No.58,No.61,No.62,No.67.No69,No.74
②『会計処理の適切性を担保するための牽制機能不足』の場合、監査役としての具体的な確認事項は確認書のどの条項に記載されているか。	この点はまずはFX監査役の監査責任だと思います。牽制機能が不足しているのかどうかのFX監査役としての判断が重要です。これは項目48、50に基づきFX内部監査部門と突っ込んだ意見交換をすべきと考えます。また、項目61,62に基づきFXの会計監査人と意見交換を行っておくことも重要ですが、海外子会社の会計監査人が親会社の監査人と同じグループに属していない場合、情報が限られる点、及びそもそも親会社会計監査人の監査責任は海外子会社の単体の経理処理の適正性までは及んでいない点、限界があります。	No.48,No.50,No.61,No.62

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
③『監査役監査体制の不備』に対する改善対策は、確認書のNo.79～No.84の記載の確認と改善のことを意味しているか。	「監査役監査体制の不備」とは富士フィルムHDの調査書の言い回しですが、もともこのグループは監査役の役割を軽んじていたと聞いており、今更何をか言わんや、との感想を持っています。小職がこの中で、記載しているような各項目に基づく確認を健全な猜疑心をもってFHD,FX監査役とも行っていたら、今回の件は未然に防げたとは思いますが、監査役を非難する前に、執行側の怠慢を大いに反省すべきでしょう。	ここに記載のすべての確認項目
④『コンプライアンス意識の欠如およびリスク対応体制の不備』についての監査役が行うべき確認事項とは何か。確認書のどの関連事項と考えるか。	FHD,FX監査役とも、リスク認識、コンプライアンス意識のみならず、広く右記のような各確認項目を確認する中で「コンプライアンス意識の現状認識やリスク認識」をFHD,FX執行部門の経営各層と確認できるものと考えます。	No.1,No.2,No.3,No.4,No.5,No.9,No.10,No.13,No.18,No.23,No.24,No.35,No.47,No.48,No.50,No.56,No.58,No.61,No.62,No.67,No.69,No.74,
神戸製鋼所 金馬委員		
①『5名の監査等委員が本件において、各種重要会議でどのように活動してきたか、今後どのように活動するのかが不明』とあるが、「確認書」における具体的な確認事項はどの条項に確認不足とみるべきか。	5/15配布資料・別紙3に記載通り、問題発覚後に神鋼では、品質問題調査委員会(16/6設置)、品質がバナンス再構築検討委員会(16/11設置)、外部調査委員会(17/10設置)と3つの専門委員会が設置されたが、その中で監査等委員がどのような活動をしてきたのかが不明である。これらは、企業集団内部統制を言う前の監査等委員会自身の職務確認書の関連確認項目(右記)に関する任務そのものがどうされていたのかが問題である。更に、今後は外部有識者による外部品質監査委員会(18/1設置)が全社的な品質監督を担当するとのことだが、この委員会に対する監査等委員会のかかわり方が不明である。	監査等委員(会)職務確認書: I-I 監査等委員会の組織と運営方法、II 監査等委員会の監査の環境整備、III 業務監査、VII 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応(具体的な確認事項は、I-1の1、IIの1~4、6、III-1の1~6、III-2の1、2、4、VIIの1~3である)

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
②『品質ガバナンス体制は本社の品質統括部と各事業部門の品質保証部(室)により運営され、そのチェック体制は外部品質監督委員会が行うように見える。』と記載されているが、この事件の原因の一つと考えるか。本事件を踏まえて「企業内部統制確認書」における確認事項として何か改善すべき点があるか。具体的には監査等委員会としてどのような確認事項となるか。	左記の質問は5/15発表の内容を誤解している事から来るものであろう。上述の別紙3に記載通り、今までの神鋼では、品質保証業務が7つの主な事業部門に任されていたが、それらの事業部門は傘下の事業所や国内外G会社の品質保証部署に任せっきりで、事業部門としての責任ある部隊が統括して品質保証を管理・監督する体制になかった。従って、18/1に多くの事業部門で品質保証部(室)を設置し、更に本社がG会社全体の品質保証を監督していなかった為に18/1に本社の品質統括部を新設したものである。ここで指摘しているのは、執行側の新体制に対して、監査等委員会がどのように関わってくるかが不明であるということである。	企業集団内部統制監査役職務確認書(会社法編): 代表取締役に対する監査(ポイント1, 2)、取締役会等における取締役職務の監査(ポイント3)、子会社・関連会社を主管する統括本部等の監査(ポイント4, 5)、内部監査部門との連携(ポイント7, 8)、親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務(ポイント11, 12)
③ 上述②の改善提案と思われる『監査等委員は、品質ガバナンス体制の運営とチェックが有効に機能しているかをモニタリングする義務がある。』とあるが、監査等委員会は具体的に何をどのようにモニタリングするのか。監査等委員として専門的な技術事項の品質保証の領域にどのように関わるのか。	企業集団内部統制監査役職務確認書の中でのモニタリング関連項目は右記の通りであるが、これらは特に品質ガバナンスに特定したものではない。従って、上記②で記載された新たな品質ガバナンス体制の運営とチェックが有効に機能している特別なモニタリングが必要になる。この品質に関するガバナンスは企業により対応が異なると思われ、各社の特異性やカルチャー及び歴史性も考慮した普遍的な取り組み方策が関係者で検討される必要があるかも知れない。	企業集団内部統制監査役職務確認書(会社法編): 上記ポイントの内部監査・モニタリング項目である06、45～53、54～58、74・75、85・86。
④「企業集団内部統制監査役確認書」のAⅠポイント1. 2.(代表取締役に対する監査)、更に、AⅢ(子会社・関連会社を主管とする統括本部等の監査)、及びAⅣ(内部監査部門との連携)、BⅠ、Ⅱ(子会社・関連会社の代表取締役や監査役との意見交換)も重要と説明されているが、a. 平時における不祥事を未然に防止する上での監査要点 b. 不祥事顕在化前の監査要点 c. 有事(不祥事発覚後)の監査役監査と確認事項に分けて説明が欲しい。…【要望】	a平時における不祥事防止、b不祥事顕在化前、c有事における確認事項・に関しては、神鋼問題に限定されるものではなく、監査懇話会全体レベルで研究・検討されるべき内容と判断する。	左記の通り。
企業集団内部統制に関する最近の状況		板垣委員

監査技術ゼミ 回答集計

質問事項(意見)	回答	関連項目
(6)「企業集団内部統制に関する最近の状況」 『近時は親会社取締役の子会社管理義務を肯定する見解が有力になっており、監査役等にも子会社の監督責任を認める動きとなっている。』との発言があったと思うが、「監査役が任務懈怠で訴えられないために、企業集団内部統制の特にどのような点に留意すべきか。」という観点では「企業集団内部統制監査役確認書」のどの確認事項が重要と考えられるか。	「近時は親会社取締役の子会社管理義務を肯定する見解が有力になっている」のはその通りですが、「監査役等にも子会社の監督責任を認める動きとなっている」ことはありません。そもそも監査役には子会社の監督責任はありません。近年、監査役の実務責任が厳しく問われるようになったのは、あくまで当該会社取締役の職務執行の監査における任務懈怠に対してです。 親会社取締役の子会社管理義務の主要な内容は、子会社を含めた企業集団内部統制システムを構築・運用することです。親会社監査役が監査するのは、子会社管理に関わる親会社取締役の職務執行状況であり、企業集団内部統制システムが適切に構築・運用されているかです。それに必要ある範囲で、往査を含む子会社調査を実施します。 親会社取締役は、企業集団内部統制システムを適切に構築・運用しなかった結果、子会社に法令違反等の不祥事が発生し、親会社が損害を被った場合、任務懈怠による損害賠償責任を負う可能性があります。監査役は、親会社取締役の職務執行を適切に監視検証せず、取締役の任務懈怠を見逃したり、感知しながら放置した場合は、任務懈怠を問われて、損害賠償責任を負う可能性があります。 従って、監査役が任務懈怠に問われないためには、企業集団内部統制システム監査を含む業務監査を適切に行ない、それを文書化して記録として残すことに尽きます。その意味で、本確認書の確認事項を確認して記録として残すことが、監査役の身を守る重要な手立てとなります。	確認書全体